

第6章 推進体制及び評価・検証

本計画は以下のような推進体制により実行し、評価・検証を行っていきます。

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局のもと、子ども施策全体としての子どもの権利保障を総合的に推進します。

川崎市こども施策庁内推進本部会議（局長級で構成）、同幹事会（部長級で構成）、同こども安全推進部会（課長級で構成）、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議（実務担当者で構成）の開催により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。

地域包括ケアシステムを推進するために設置された区役所地域みまもり支援センターと連携し、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

市民や市民活動グループ、地域教育会議等の関係団体・機関との連携・協働により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。



2 評価・検証

(1) 進行管理と自己評価の実施

行動計画に基づく各事業の取組について、進捗状況を把握し、毎年度所管課において自己評価を実施します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

子どもの権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証し、また市が実施する計画期間内の自己評価結果等について検証し、意見を述べます。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】

